

201件のうち2件が再指導へ 1年をメドに個別指導へ

不正・不当を疑う指
や措置を実施することを改
めるよう要請しているが、
改善する姿勢が見られ
い。

協会は、関東信越厚生局(以下、「厚生局」)に対し、平成二十三年度新規個別指導の実施状況の開示請求を行った。このほど開示された。

二十三年度の新規個別指導は、以前の教育的指導という立場を一変させ、指導後うの措置や患者通知の方法な

どが個別指導と同様の手法で行った。

今回の開示資料は、そうした背景のもとで行われたもので、新規指導の実施状況が初めて開示されたもの

で、協会では、平成二十三年九月に厚生局に対し、療養担当規則や保険診療に不慣れな新規指定医療機関に対する指導を行うことが肝要である。

指導の場では、保険医が十分理解できるように、指導側は懇切ていねいに指導を行うことが肝要である。

(2) 88%の診療所で改善報告書の提出

(1) 平成23年度新規個別指導実施件数の内訳

平成二十三年度の新規個別指導は、二十二年十一月から二十三年四月に新規指定した保険医療機関に対し二百一件行われた。指導計画では年五回、二百四十件の予定であったが、東日本大震災などの影響により年四回となり、一部対象者が次

年度に繰り延べとなつた。下記の指導実施件数内訳をみると、二百一件の医療機関のうち「概ね妥当」が約四割、「経過観察」は約六割となつた。さらに二件の医療機関が「再指導」の結果が出され、指導後一年を日途回となり、一部対象者が次

に個別指導が行われた。

歯科の新規個別指導における返還金額は、三十七医疗保险機関、十六万三千六百円となった(確定分のみ)。新規指導の自主返還は、持参したカルテの範囲内で返還に留まっている。協会調べでは、自主返還が求められた保険医療機関は三六%にのぼり、改善報告書は九八%とほとんどの保険医療機関で提出が求められた。

自主返還では、算定期件を

協会では、歯科衛生実地指導料、補綴時診断料、歯科疾患管理料、加圧根充加算などが目立った。これらの詳細は不明だが、歯周病検査の要件となつていてる動搖度の記載不備や歯科衛生実地指導料のブラークチャートの記載不備などが多かつたと思われる。保険診療の算定期件の遵守や日々のカルテ記載などを十分確認してほしい。

今年度は指導計画によるみ。十一月末までに百五件の医療機関に対して指導結

表: 平成23年度新規個別指導実施件数内訳

	区分	新規指定機関等数	実施機関等数	概ね妥当	経過観察	再指導	要監査	計	指導を実施した保険医等
医科	病院	0	0	0	0	0	0	0	0
	診療所	362	273	167	95	10	0	273(※)	273
	計	362	273	167	95	10	0	273(※)	273
歯科	歯科	333	201	81	118	2	0	201	260
薬局	薬局	252	198	98	98	2	0	198	389
訪問看護	訪問看護	52	0	0	0	0	0	0	—
	合計	999	672	346	311	14	0	672(※)	922

※「中断中」により未措置となった1件を含む

果が通知され、「再指導」となった医療機関は、すでに前年度を上回る三件となつた。

ている。四月から新たな指導計画のもと指導が行われるため、協会では必要な情

報を提供しつつ、指導を受けける保険医に対し必要な対応を支援していくたい。